○武蔵野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年４月１日要綱第11号

改正

平成20年４月１日

平成21年５月１日

平成27年４月７日要綱第84号

武蔵野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

（設置）

第１条　介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の46第２項の規定に基づいて設置する、武蔵野市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るとともに、武蔵野市が行う地域密着型サービス事業に関する事項について、介護保険の被保険者等の意見を聴き、これを施策に反映させるため、武蔵野市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

（任務）

第２条　運営協議会は、次に掲げる事項の承認に関することを審議する。

（１）　センターの設置者の選定及び変更に関すること。

（２）　センターの設置者が他のサービス事業者となること。

（３）　センター職員の確保に関すること。

（４）　センター業務を再委託する事業者の選定

（５）　センターの運営状況の評価

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　運営協議会は、地域密着型サービスに関する次に掲げる事項について、市長に対して意見を述べる。

（１）　地域密着型サービスの指定

（２）　地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定

（３）　地域密着型サービスの質の確保、運営評価等に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（委員）

第３条　運営協議会の委員は、センターの公正及び中立性を確保する観点で、次に掲げる者のうちから地域の実情に応じて市長が委嘱する。

（１）　公募による介護保険被保険者（第１号被保険者及び第２号被保険者）

（２）　介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、職能団体等に属する者

（３）　地域における福祉活動、権利擁護、相談事業等を担う関係者

（４）　前３号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

（会長）

第４条　運営協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、会務を総括し、運営協議会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　運営協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

（庶務）

第７条　運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課が行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、運営協議会について必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

付　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

付　則（平成20年４月１日）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

付　則（平成21年５月１日）

この要綱は、平成21年５月１日から施行する。

付　則（平成27年４月７日要綱第84号）

この要綱は、平成27年４月７日から施行する。